

指定事務事業問題点・対応報告書

次の指定事務事業について問題が生じたので、問題点とその対応策について報告します。

指定事務事業名：柴崎地区産業用地整備事業

基本施策名：4-1 企業立地の推進

担当部課名：環境経済部 企業立地推進課

報告日：令和6年10月1日

1. 問題点及び問題点が生じた理由等

産業用地計画地において、当初想定していなかった多量の盛土層、埋設物があることが発覚し、共同企業体において、今後、現行の方針に沿って事業を進めていくためには、盛土層への対策も含め約43億円の負担を市に求める要望がありました。

市としては、現協定の建設負担金上限額となる4億6,246万2千円の範囲内において、柴崎地区を活用する方法を検討するよう共同企業体に申し入れましたが、9月20日付けで共同企業体から、新たな活用方法の検討は行わず事業から撤退する意向が示されました。

2. 今後の対応策

共同企業体の意向を踏まえ、協定終了に向け協議を進めていきます。

協定終了にあたっては、産業用地整備においてこれまで共同企業体を実施してきた測量設計等の成果について、市が今後事業を進めていくために必要となる有価物を有償で引継ぐための協議を行います。

協定終了後、継承した成果物を活用し、新たな事業者による産業用地整備の可能性を模索していきます。